

全日本交通安全協会の

自転車会員入会

および



サイクル 安心保険加入 ご案内

自転車は、
ルールとマナーを
守って安全に
利用しましょう。

【自転車総合保険にご加入の皆さまへ】

2019年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、自転車総合保険の補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、本パンフレットを必ずご確認ください。



自転車会員に
入会して、
サイクル安心保険
(自転車総合保険)に
入ろう!

1か月あたり
約**103円**~
(Web加入、プランAの場合)

「野球猫チータン」は
サイクル安心保険のイメージキャラクターです。

©NIPPON ANIMATION CO., LTD.

Web加入がお得!

Webでも、郵送でも、お申込みいただけます!

Web画面より入会!

<http://www.jtsa.or.jp/jitensyakai>

加入方法は2ページをご覧ください。



全国どこからでも!
どなたでも入会できます。
Webなら、24時間いつでもOK!
クレジットカード払いでOK!



自転車会員入会

および

サイクル安心保険加入 ご案内

自転車会員は…

国内で自転車を利用される方および
その保護者の方など、どなたでも入会できます。

自転車利用者の皆さま!

自転車会員になると、会員サービスとして

万一の自転車事故に備えた

サイクル安心保険 に加入できます。



自転車安全利用五則を守って 事故防止に努めよう

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



自転車会員入会およびサイクル安心保険加入の方法

1 Webの場合

掛金がお安い

加入者票はその場でダウンロード

クレジットカード決済

Web加入
(ホームページ)からの
申込みがお得です!!



24時間、土日祝日いつでも加入できます!

クレジットカードで決済されるとその場ですぐに加入者票を印刷できます。

ホームページから <URL> <http://www.jtsa.or.jp/>

まずは検索ください! 全日本交通安全協会 自転車会員

ホームページの入会および加入手順に従って手続きを進めてください。

モバイルから

右記のQRコードから
アクセスしてください。



2 郵送の場合 郵送で加入を希望される方は

14ページの申込用紙に必要事項を記入・捺印のうえ、お送りください。掛金のお支払方法は口座振替のみとなります。封筒は12ページの専用封筒をお使いいただくと便利です。※申込用紙はホームページからダウンロードもできます。

自転車会員入会およびサイクル安心保険加入のスケジュール

毎月2回 **5日** **20日** が入会締切日です。

加入方法(Web・郵送)に関わらず、締切日および補償開始日は下記のとおりです。

毎月の申込締切日	「サイクル安心保険」補償開始日	加入方法	加入者票	掛金のお支払い
5日 締切日①	当月の15日	Web	申込時にダウンロード	クレジットカード決済
		郵送	翌月初旬～発送	翌月27日口座振替※
20日 締切日②	翌月の1日	Web	申込時にダウンロード	クレジットカード決済
		郵送	翌々月初旬～発送	翌々月27日口座振替※



申込日によって入会・補償の開始が異なります。前月21日～当月5日まで申込み分(郵送の場合には当月5日までに到着した分)は当月15日始期となります。当月6日～20日(郵送の場合には20日までに到着した分)まで申込み分は翌月1日始期となります。

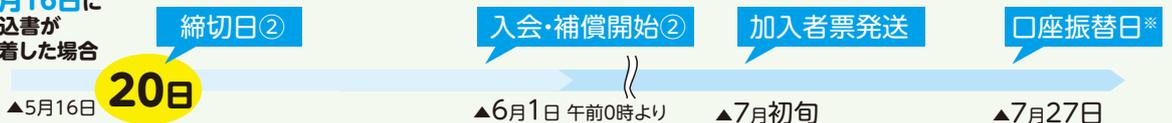
加入方法(Web・郵送)により、加入者票のお届け方法と掛金のお支払方法が異なります。Web申込みはクレジットカード払いとなります。

2 郵送申込みの場合

例) 5月2日に
申込書が
到着した場合



例) 5月16日に
申込書が
到着した場合



●自転車会員入会日は、サイクル安心保険補償開始日と同日となります。●加入後は、自動継続となります。詳しくは、6ページ「よくあるお問い合わせ」をご覧ください。
●申込内容に不備がある場合にはご連絡しますが、不備等がなく申込みが有効な場合にはご連絡しません。※口座振替日が、土日祝日の場合は、翌営業日となります。



サイクル安心保険の補償内容

(自転車総合保険 サイクル安心保険は、全日本交通安全協会・自転車保険制度の愛称です。)

家族全員をサポート！

損害賠償責任1億円の
充実な補償！

**安心の
示談交渉サービス！**



サイクル安心保険なら、
賠償事故が起きても
あなたとご家族を
お守りします！

お守りします！

**実は 約6分32秒に1件、
自転車事故が発生しています。**

警察庁「令和元年中の交通事故の発生状況」および
「令和元年における交通死亡事故の特徴について」から作成

賠償事故の場合

(プランA・B・C共通)

ご家族全員を1億円補償！

日本国内において、保険制度加入者(自転車会員)の方が、自転車の所有、使用または管理に起因して、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

【高額賠償の例】

賠償額

9,521万円

(神戸地方裁判所、
平成25(2013)年7月4日判決)

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は意識が戻らない状態となった。



対物事故

他人の塀に衝突し、修理費を請求されてしまった…

対人事故

出会い頭に歩行者と衝突し、入院・通院等の医療費を請求されてしまった…

対人事故

老人と接触し後遺障害が残り、高額の慰謝料を請求されてしまった…



このような賠償事故に対して補償します！



業務で自転車を利用中に起こした賠償事故は補償の対象とはなりません。通常の通勤途中の自転車事故は補償されます。詳細は、7ページの「保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

傷害事故の場合

(プランB・Cのみ)

入院時の補償からもしものときの安心まで

日本国内において、被保険者の方が次のような事故によってケガを被った場合に保険金をお支払いします。仕事で自転車を利用中の傷害事故も補償されます。

- 1 自転車に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ
- 2 運行中の自転車との衝突・接触事故によるケガ
- 3 走行中に他人が運転する自転車との衝突・接触事故によるケガ



本プランは、通院による補償はありません。詳細は、8ページの「保険金をお支払いする主な場合」をご確認ください。

加入プラン



加入依頼者とご家族の補償範囲は次ページをご覧ください。

※補償内容の詳細につきましては、
7ページ以降の
「この保険のあらまし」をご覧ください。

〔保険期間1年〕

ご家族全員の補償ならプランC!
一人あたりの掛金が割安に!

プランA

賠償のみ
プラン

1億円



どのプランもご家族全員補償します!



補償されません

補償されません

プランB

個人補償
プラン

1億円



死亡・後遺障害保険金
1,000万円
入院保険金(日額)
2,000円

補償されません

プランC

家族補償
プラン

1億円



ご家族全員を補償!
一人あたりの掛金が割安に!

死亡・後遺障害保険金
1,000万円
入院保険金(日額)
3,000円

死亡・後遺障害保険金
750万円
入院保険金(日額)
3,000円

(配偶者とその他の親族は同額補償)

補償額
賠償責任
示談交渉
サービス

本人
ケガの補償
家族

1
年間の掛金

Webからのお申込みがお得!

Web
申込み **1,230円**

郵送申込み **1,430円**

Web
申込み **2,650円**

郵送申込み **2,850円**

Web
申込み **4,380円**

郵送申込み **4,580円**

※年間掛金には、自転車会員の年会費30円、制度運営費370円(郵送申込みは570円)、損害保険料を含みます。
(損害保険料:プランA830円、プランB2,250円、プランC3,980円)

※賠償責任補償条項 傷害補償条項ともに自転車事故のみ対象となります。

※Web申込みはクレジットカード払い、郵送申込みの場合は補償開始月の翌月27日(土日祝日の場合は翌営業日)にご指定いただいた口座より引き落とします(一時払)。

申込み手続き上のご注意

- ①プランA・B・Cは、1会員につき1プランのみご加入いただけます。(2プラン以上加入できません。)
- ②「サイクル安心保険」は自転車会員のみご加入いただけます。サイクル安心保険の加入は、入会と同時加入のみです。入会後のサイクル安心保険のご加入はできません。
なお、被保険者が未成年の場合には親権者などの法定代理人がご加入者になっていただきます。

加入依頼者と家族の補償範囲

- 加入依頼者とは…「自転車会員」および「サイクル安心保険」にお申込みをする方
(プランC 家族補償プランの場合は、生計を主に立てておられる世帯主となります。)
- 被保険者とは…保険の対象となる方

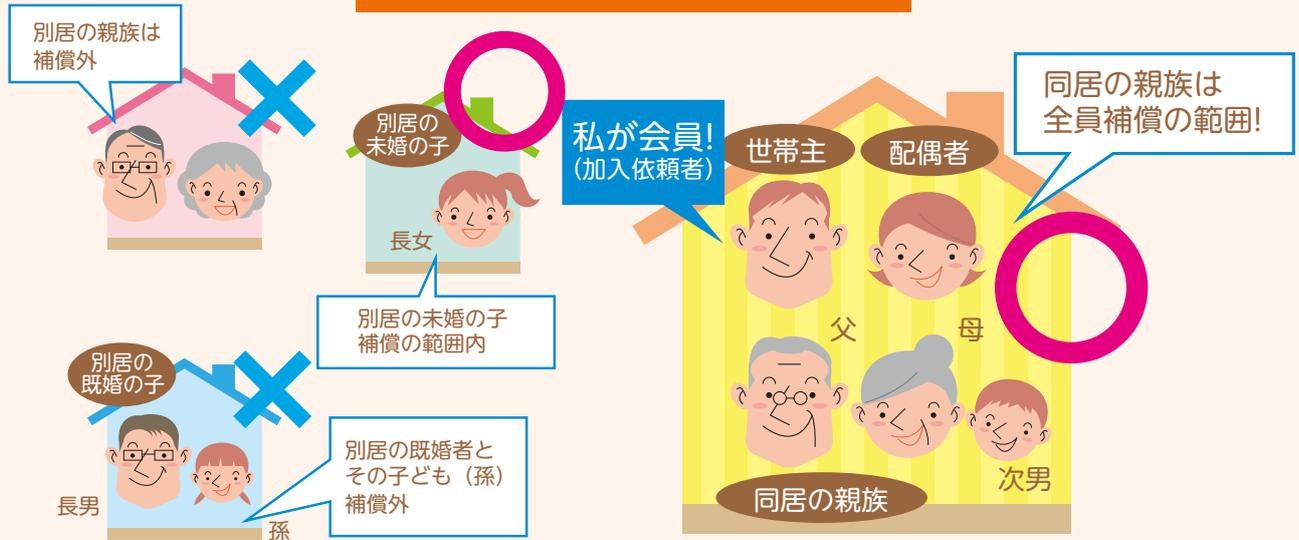
賠償責任補償(プランA・B・C共通)の被保険者は、次の①～⑥の方が対象となります。

下記の「本人」とは加入依頼書(14ページ)の被保険者(補償の対象となる方)に記入された方を指します。

- ①本人
- ②本人の配偶者
- ③本人またはその配偶者の同居の親族
- ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりません。ただし、本人に関する事故にかぎりません。)
- ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。)

※プランCの傷害補償の被保険者の範囲は上記①～④の方となります。

加入依頼者が被保険者(本人)の場合



補償される家族の範囲

		母(配偶者)	祖父母(同居の親族)	次男(同居の親族)	長女(別居の未婚の子)	長男(別居の既婚の親族)
被保険者	父(加入依頼者)	○	○	○	○	×

示談交渉サービスについて

日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

※詳細については、9ページ「5.事故がおきた場合の取扱い」をご覧ください。

相手方との事故解決をご自身で対応するには、時間的にも精神的にも負担が生じます…。

引受保険会社である損保ジャパンが相手方との示談交渉を行い、あなたやご家族をお守りします!



保険会社が代わりに交渉してくれるから安心だね～!

よくあるお問い合わせ

Q ① 自転車会員とは何ですか？

A ① 全日本交通安全協会では「自転車利用者の交通安全意識を高め、自転車による交通事故を防止し、自転車の安全利用の実現に寄与することを目的として自転車会員制度」を新設しました。自転車会員は、自転車の安全利用に関する情報の提供を受けられる他に、会員専用の団体保険制度「サイクル安心保険」へもご加入いただけます。

Q ② 自転車会員と会員専用の「サイクル安心保険」の加入制限は？

A ② **年齢や職業・身体障害等による制限はありません。**
会員専用の「サイクル安心保険」へは、自転車会員に入会された方であればどなたでもご加入になれます。
なお、未成年の方が保険へのご加入を希望される場合には、親権者の方が自転車会員にご加入していただき保険制度のご加入者になっていただきます。未成年の方は、被保険者(保険の対象となる方)欄にご記入願います。
⚠️ 未成年の方は、保険制度のご加入者にはなりませんのでご注意ください。

Q ③ 家族は誰(どの範囲)まで補償されますか？

A ③ 被保険者の方の配偶者様、同居の親族、別居の未婚のお子様を対象となります。詳しくは5ページ「加入依頼者と家族の補償範囲」をご確認ください。

Q ④ 補償はいつから始まりますか？

A ④ 前月21日～5日まで申込み分(郵送の場合には5日までに到着した分)→当月15日始期
当月6日～20日(郵送の場合には20日までに到着した分)まで申込み分は翌月1日始期となります。
詳しくは、2ページ「自転車会員入会およびサイクル安心保険加入のスケジュール」をご確認ください。

Q ⑤ 支払い方法はどのようなものがありますか？

A ⑤ 口座振替とクレジット払いがあります。口座振替をご希望の方は、郵送による申込み、クレジットカード払いをご希望の方はWebによる申込みになります。Web申込みの方が掛け金が200円お安くなっております。

Q ⑥ 口座振替の場合、年間掛金はいつごろ引き落としされますか？

A ⑥ 毎月5日締切 ⇒ 翌月27日
毎月20日締切 ⇒ 翌々月27日
※27日に引き落としの予定になりますが、金融機関の都合により遅れる場合もございます。
※口座振替日が、土日祝日の場合は、翌営業日となります。不備がある場合のみ、ご連絡を差し上げます。

Q ⑦ 加入者票は送られてきますか？

A ⑦ Web上から申込みいただいた場合には、加入者票は郵送されませんのでWebページからダウンロードをお願いします。
郵送申込みの場合には、加入者票は契約内容の通知ハガキとして後日ご自宅宛てに郵送させていただきます。
※加入者票到着までは、2～3か月要します。3か月を超えてもお手元に届かない場合はご連絡ください。

Q ⑧ 1年後の満期をむかえる際の手続きはどうすれば良いですか？

A ⑧ 継続される場合、**お手続きは不要です。**自転車会員・サイクル安心保険は、毎月1日・15日より補償が開始となり、以降はお申し出がない限り、**1年後の応答日ごとに会員・補償は自動継続**となります。
※満期日前に郵送申込みの場合は文書で郵送、Web申込みの場合はご登録のメールアドレスに自動継続のご案内をします。
※クレジットカード決済(Web申込み)、口座振替(郵送申込み)が所定の日にできなかった場合には自動的に脱退となる場合がありますのでご注意ください。

Q ⑨ 補償制度を解約したい場合はどこに連絡すれば良いですか？

A ⑨ 記載の取扱代理店までご連絡ください。
補償制度から中途脱退される場合、年間掛金のうち損害保険料については、未経過期間の保険料を月割計算にて払い戻しさせていただきますが、制度運営費・年会費の払い戻しはございません。

Q ⑩ 住所・電話番号・被保険者氏名を変更したいのですが？

A ⑩ 【郵送申込みの場合】
サイクル安心保険コールセンター
(TEL:0120-691-744)にご連絡ください。
【Web申込みの場合】
Webページ上の「会員ログイン」から、「会員専用ページ」にログインし、「会員専用マイページ」内のメインメニューにて変更してください。

Q ⑪ 他の自転車保険にも加入していますが、支払限度額は加算されますか？

A ⑪ **賠償責任における補償金額の上限が加算**されることとなります。それぞれの保険から保険金が支払われるわけではありませんのでご注意ください。

この保険のあらましと補償内容

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし (契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：この商品は、自転車総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：一般財団法人全日本交通安全協会(以下、協会)
- 保険期間：毎月1日、15日の午前0時から1年間
※ご加入後の継続契約は応当日の午後4時から開始となります。新規・継続ともに満期日の午後4時に契約は終了します。
※本パンフレットは、2020年12月15日保険始期まで使用可能となります。
- 申込締切日：毎月5日締切 当月15日開始、毎月20日締切 翌月1日開始
※2020年12月5日申込締切日まで使用可能
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレット内に記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者：協会の自転車会員
 - 被保険者：協会の自転車会員またはその配偶者および同居の親族と別居の未婚の子を被保険者としてご加入いただけます。
【プランA】傷害補償がセットされていません。賠償責任補償の被保険者については本ページ下段「補償の内容」をご確認ください。
【プランB】被保険者本人のみが保険の対象となります。
【プランC】被保険者本人の配偶者やその他親族(被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象となります。
※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
 - お支払方法：Web申込みの方…クレジットカード決済です。保険を継続される場合、クレジットカード無効などの理由によりクレジットカード決済ができない場合は自動的に脱退となりますのでご注意ください。
※クレジットカード情報に変更があるときは、会員用画面よりご変更ください。
郵送申込みの方…補償開始月の翌月27日(土日祝日の場合は翌営業日)にご指定いただいた口座より引き落とします(一時払)。万一、引き落としができなかった場合は再請求をしますが、お払い込みいただけない場合には補償開始日に遡って補償ができなくなりますのでご注意ください(自動的に脱退となります。)
 - お申込方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の協会までご送付ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		Webページまたは14ページの「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、12ページの「専用封筒」を使ってポストに投函してください。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合	Web・郵送申込み共に、お手続きは不要です。お申し出がないかぎり、1年後の応当日ごとに会員および補償は自動継続となります。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	Web申込みの方…Web会員画面よりお手続きください。 郵送申込みの方…11ページ記載のお問い合わせ先の取扱代理店にご連絡ください。
	継続加入を行わない場合	11ページ記載のお問い合わせ先の取扱代理店にご連絡ください。

- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店までご連絡ください。
- 団体のご加入人数が2名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内において、自転車事故(自転車搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故または運行中の自転車に衝突・接触された事故)によりケガをされた場合等に、保険金をお支払いします。

! 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

! 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任(国内のみ補償)	賠償責任(下記ご注意ください。)	日本国内において、自転車の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、被保険者(※)が法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 (※)被保険者とは次の方をいいます。 ①本人②本人の配偶者③本人またはその配偶者の同居の親族④本人またはその配偶者の別居の未婚の子⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりず)。ただし、本人に関する事故にかぎりず。⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりず)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりず。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 など

! 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内のみ補償)	死亡保険金 日本国内において自転車事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害にかぎります。(※2) ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤自転車による競技、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害にかぎります。(※2) ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※3)のないもの など
	後遺障害保険金 日本国内において自転車事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)	
	入院保険金 日本国内において自転車事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(事故の発生の日から180日以内)	

※1 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

※2 家族型の場合

※3 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

用語のご説明

用語	用語の定義
自転車	ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車(レールにより運転する車、身体障がい者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。)およびその付属品(積載物を含みます。))をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)

1. ワーリングオフ

この保険は団体契約であり、ワーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
(告知事項)この保険における告知事項は、次のとおりです。

★他の保険契約等(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、自転車総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 期間中のプラン変更はできません。

<重大事由による解除等>

- 保険金を支払わせる目的でケガ等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障または疾病の影響>

- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午前0時(継続の方は午後4時)に始まり、
*毎月5日と20日受付。5日締切受付分は同月15日に、20日締切受付分は翌月1日に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。
⚠️示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合には示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、事故証明書 など
③	傷害の程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、休業損害証明書、源泉徴収票 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業 状況を示す帳簿(写) など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑥	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
(注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。
(個人型の場合)
ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合は、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。
(家族型の場合)
ご加入後、被保険者が死亡され、被保険者がいなくなった場合は、その事実が発生した時にその家族に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって家族全員が死亡された場合は、その保険金が支払われるべきその家族の保険料を返還しません。
詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン株式会社(幹事)	95%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	5%

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。
(1)保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
(2)保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割(※)までが補償されます。
(注)保険期間が5年を超える、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

10. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の

利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

① 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 保険金額
 保険期間 保険料、保険料払込方法 満期返れい金・契約者配当金がないこと

② ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください)。

- 被保険者(保険の対象となる方)の「生年月日」、「性別」は正しいですか。
 被保険者(保険の対象となる方)の範囲についてご確認くださいませましたか。
 パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【家族型にご加入になる方のみご確認ください。】

- 被保険者(保険の対象となる方)の範囲についてご確認くださいませましたか。

③ お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか？

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

あなたは大丈夫ですか？ 万が一に備えて、「自転車保険」に加入していますか？

他の保険に加入している方は、賠償責任保険の重複契約にご注意ください。

現在ご加入の損害保険をチェック！

個人賠償責任補償の特約がセットされていますか？ はい いいえ

賠償責任補償の対象は家族全員になっていますか？ はい いいえ

自転車の対人事故における賠償責任に対応していますか？ はい いいえ

賠償責任保険の補償限度額は1億円以上ですか？ はい いいえ

被害者との示談交渉サービスが付いていますか？ はい いいえ



ひとつでも「いいえ」があれば
「サイクル安心保険」へのご加入をご検討ください。

補償の内容・補償の変更・口座振替・加入者票等に関するお問い合わせ

取扱代理店

株式会社インシュアランスサービス

自転車保険担当窓口

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-9寿ビル2F

TEL 0120-691-744

【受付時間】平日：午前9時～午後5時

引受保険会社【受付時間】平日：午前9時～午後5時

損害保険ジャパン株式会社 営業開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
損保ジャパン本社ビル14階
TEL 03-3349-3578

団体連絡先【受付時間】平日：午前9時15分～午後5時

一般財団法人全日本交通安全協会 自転車会員係

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-13
TEL 03-6261-2927

事故が起こった場合は、ただちに警察に届けるとともに、**加入者票をお手元にご準備のうえ**、下記事故受付専用ダイヤルまたは損保ジャパン、取扱代理店までご連絡ください。

自転車保険 事故受付専用ダイヤル

受付時間
24時間365日

0120-023-192

※事故のご連絡の際は、必ず「サイクル安心保険」のご利用の旨お伝えください。

指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター



0570-022808

<通話料有料>

【受付時間】平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

- 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいていた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者票は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者票が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

加入依頼書を入れたのち、フタをしてください

1028790

215

千代田区九段南四一八一十三

一般財団法人 全日本交通安全協会 自転車会員 係行



料金受取人払郵便



差出有効期間
2021年3月
31日まで

切手不要



■差出人欄 ※住所は不要です。

〒 -

ふりがな

お名前

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

キリトリ

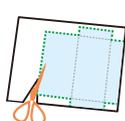
キリトリ

ハサミで切り取り、封筒にしてください。

キリトリ

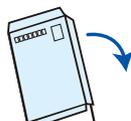
加入依頼書の郵送方法

1



緑色のキリトリ線に沿ってハサミで切り取ります。

2



二つに折ります。

3



※フタ部分は糊を塗らない!

おもて面

のりしろに糊をつけて貼り合わせて封筒を作ります。

4



2回折る

封筒の中に14ページの加入依頼書を2回折り曲げて入れます。

5



糊をしっかり付ける

加入依頼書の記入漏れなどがないことを確認して、フタ部分に糊をつけてしっかり貼り合わせます。

6



ポストへ投函

「自転車会員入会申込書」兼「サイクル安心保険加入依頼書」 記入方法のご案内

! 郵送申込みの場合のみご使用ください。
ご注意

● 加入依頼書

一般財団法人全日本交通安全協会「自転車会員入会申込書」兼「サイクル安心保険加入依頼書」

加入依頼日 2020年05月03日

私は、自転車会員専用の「サイクル安心保険」に加入します。
なお、更新時に当方または契約団体からの特段の申し出がない限り自動的に更新手続きを取る事を承認します。

すでにご加入の方は、自動更新されますので加入手続きは不要です。

加入依頼者(会員の申し込みをされる方)	必ずご記入ください 〒222-2222 電話番号 000-5050-3190 携帯電話番号 090-xxxx-0000	住所 〒222-2222 都道府県 市○○○1-2-3	フリガナ ゼン コク タ ロウ 性別 男(1) 女(2)	氏名 全国 太郎 生年月日 昭平 36年 1月 10日
被保険者(補償の対象となる方)	必ずご記入ください 〒222-2222 電話番号 000-5050-3190 携帯電話番号 090-xxxx-0000 加入者と同じ ← ご加入者と同一の場合には「加入者と同じ」に○印をお願いします。	住所 〒222-2222 都道府県 市○○○1-2-3	フリガナ ゼン コク ハナコ 性別 男(1) 女(2)	氏名 全国 花子 生年月日 昭平 10年 5月 5日

ご加入プランを○で囲んでください

賠償のみプラン A 年間掛金 1,430円

個人補償プラン B 年間掛金 2,850円

家族補償プラン C 年間掛金 4,580円

ご加入プランを○で囲んでください。

【加入依頼者欄】
世帯主(ご家族の扶養者)※1をご記入願います。

※1
加入者欄には生計を主に立てておられる世帯主をご記入願います。

【被保険者欄】について

加入依頼者と被保険者	記載方法
同じ	被保険者欄(住所・氏名等)のご記載は 不要 です。
異なる	被保険者欄の各項目をご記載ください。 ※被保険者が加入依頼者と同居の場合、 加入者と同じ を実線で囲んでください(住所のご記載は不要です)。

● 口座振替依頼書 (年間掛金のお引き落とし口座を登録してください。)

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収加)

収納企業名 三菱UFJニコス株式会社(NICOS)

振替日・払込日 27日(休業日の場合はその翌営業日)

私は、三菱UFJニコスから請求された金額を私名義の預金口座に口座振替により支払うこととし、下記の預金口座振替依頼事項を契約のうえ依頼します。なお、本書は三菱UFJニコスの請求書には使用できません。

フリガナ	ご指定口座	金融機関お届け印(お届けサイン)
フリガナ 口座名義人(預金者のお名前)	① 普通預金(総合口座) 店番号 口座番号	全 国
フリガナ 口座名義人(お名前)	フリガナ ゼン コク タ ロウ	印鑑不要で口座開設された口座の場合、下記印鑑なし口座にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 印鑑レス口座
フリガナ 口座名義人(お名前)	全国 太郎	※印鑑不要で口座開設された口座に不備がありましたら、下記振替依頼書に印をつけて三菱UFJニコスへ送ってください。 1. 印鑑相違 2. 預金種目相違 3. 印鑑不鮮明 4. 名義人相違 5. 口座番号相違 6. 預金取引なし 7. 支店名相違 8. その他
フリガナ 口座名義人(お名前)	全国 太郎	※不要で済ませたい方は、下記に印をつけて三菱UFJニコスへ送ってください。 〒274-8570 日本郵便株式会社船橋郵便局30号 三菱UFJニコス株式会社 中央システムセンター 宛

料金等の種類 入会金及び保険料 金融機関コード 収納依頼企業名 一般財団法人全日本交通安全協会

お取引のある金融機関をどちらか一方をもなくご記入ください。

金融機関お届け印を必ずご捺印ください。
万一、誤って押印した場合には二重線で訂正をしていただき、その上に訂正印(お届け印)を押印してください。

(受付できない押印の例)
重ね押し・不鮮明など
(押し直し専用)

ご注意 下記金融機関はお取り扱いできませんのでご注意ください。
楽天銀行、ソニー銀行 など

一般財団法人全日本交通安全協会「自転車会員入会申込書」兼「サイクル安心保険加入依頼書」

加入依頼日 20 年 月 日

私は、自転車会員専用の「サイクル安心保険」に加入します。
 なお、更新時に当方または契約団体からの特段の申し出がない限り自動的に更新手続きを取る事を承認します。

すでにご加入の方は、自動更新されますので加入手続きは不要です。

加入依頼者(入会の申し込みをされる方)	フリガナ (カタカナ)	性別 男(1) 女(2)
	(漢字) 姓 名	生年月日 昭(平) 年 月 日
住所	(漢字) ※必ず都道府県名から記載ください。 (都) (道) (府) (県)	
	フリガナ (カタカナ)	性別 男(1) 女(2)
被保険者(補償の対象となる方)	フリガナ (カタカナ)	性別 男(1) 女(2)
	(漢字) 姓 名	生年月日 昭(平) 年 月 日
住所	(漢字) (加入者と同じ) ← ご加入者と同じの場合には「加入者と同じ」に○印をお願いします。 (都) (道) (府) (県)	
	フリガナ (カタカナ)	性別 男(1) 女(2)

**ご加入プランを
○で囲んでください**

賠償のみ プラン	A 年間掛金 1,430円
個人補償 プラン	B 年間掛金 2,850円
家族補償 プラン	C 年間掛金 4,580円

保険会社使用欄

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収加)

収納企業名 | 三菱UFJニコス株式会社 (NICOS)

振替日・払込日 | 27日(休業日の場合はその翌営業日)

(収納企業使用欄)

顧客番号	01
7 1 2 4 5 7 8 0	

私は、三菱UFJニコスから請求された金額を私名義の預金から口座振替により支払うことにしたいので、下記の預金口座振替規定事項を確認のうえ依頼します。なお、本書は三菱UFJニコス以外の請求については使用できないものとします。

いずれかの口座をご指定ください。

フリガナ	銀行 (本店) 信用金庫 信用組合 (支店) 御中 農協 漁協 労金 (出張所)		
ご指定口座	① 普通預金(総合口座) 店番号 口座番号		
フリガナ			
口座名義人 (預金者のお名前)			
種目コード	契約種別コード	記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください)	番号 (右からつめて ご記入ください)
1 6 6	3 4 1	0	
フリガナ			
口座名義人 (貯金者のお名前)			
払込先口座番号	00190-5-73326	払込先加入者名	三菱UFJニコス 株式会社

金融機関お届け印 (お届けサイン) (押し直し専用)

届出印・サイン不要で登録した口座の場合、下記印鑑レス口座にチェック✓してください。

印鑑レス口座

取扱店日附印

検印	
金融機関使用欄	印鑑照合
	受付印

※預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、下記該当箇所に○印をつけて三菱UFJニコスへご返送ください。

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 印鑑相違 | 4. 名義人相違 | 7. 支店名相違 |
| 2. 預金種目相違 | 5. 口座番号相違 | 8. その他() |
| 3. 印鑑不鮮明 | 6. 預金取引なし | |

※不備返送先
〒274-8790 日本郵便株式会社船橋東郵便局私書箱30号
三菱UFJニコス株式会社 中央システムセンター 宛

料金等の種類 入会金及び保険料 金融機関コード 収納依頼企業名 一般財団法人全日本交通安全協会

預金口座振替規定 ※ゆうちょ銀行を除きます。

- 預金の支払手続については、当座勘定約定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出または普通預金払戻請求書を提出いたしませんから貴店所定の方法で処理してください。なお、振替日が変更された場合は請求書に記載された日付をもって処理されてもさしつかえありません。
- 指定預金口座の残高が振替日において引落請求票の金額に満たないときは、私に通知することなく引落請求票を返却されても又、指定日以降に再度振替えられても異議ありません。
- この預金口座振替契約は貴店が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議ありません。
- 表記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があっても本書は有効として扱われてさしつかえありません。
- この取引についてかりに紛議が生じても貴店あるいは三菱UFJニコス株式会社の責によるものを除き、すべて私と収納依頼企業との間において解決するものとし、貴店および三菱UFJニコス株式会社には一切ご迷惑をかけません。

※ ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

募集は随時行っています。加入締切は毎月5日と20日です。

上記「自転車会員入会申込書」兼「サイクル安心保険加入依頼書」に必要な事項をご記入のうえ、ハサミで切り取り、2回折り曲げてP.12の封筒に入れてください。

自転車利用者の皆さん



しまった...



ご存知ですか？

約6分32秒に1件、
自転車事故は発生しています。

警察庁「令和元年中の交通事故の発生状況」および「令和元年における交通死亡事故の特徴について」から作成

令和元年自転車乗用中の人身交通事故は、

発生件数80,473件、死傷者78,982人と、死傷者数全体の17.0%を占めており、

歩行中の死傷者数の約1.7倍も高くなっています。

また、自転車が加害者となる事故が多発しています。自転車側に1億円近い高額賠償を命じる判決も！

自転車の加害事故賠償額例

自転車事故でも被害の大きさにより数千万円の賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。この賠償責任は、未成年といえども責任を免れることはできません。

例1 9,521万円

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)

例2 9,266万円

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。(東京地方裁判所、平成20(2008)年6月5日判決)

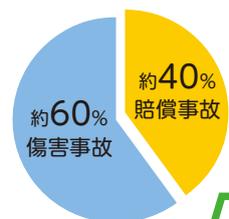
例3 6,779万円

男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。(東京地方裁判所、平成15(2003)年9月30日判決)

自転車保険活用例

例えば某県では、2015年5月～2016年1月までに約400件の事故報告がありました。

賠償事故への備え!大丈夫ですか?



「野球猫チータン」の
LINEスタンプも好評配信中!

©NIPPON ANIMATION CO., LTD.

スタンプショップ内にて
「野球猫チータン」で検索してね!

